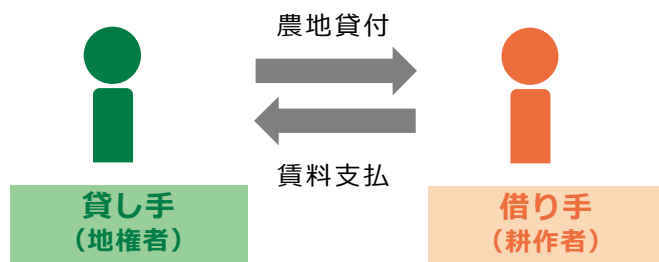


令和7年4月から

農地の貸し借りの仕組みが **変** わります！

有田市で行ってきた貸し手（地権者）と借り手（耕作者）間の農地貸借の手続き（利用権設定等促進事業）は、令和7年3月末をもって終了し、県農業公社を通じた貸し借りになります

利用権設定等促進事業による貸し借り （有田市・有田市農業委員会）



・農業委員会の決定及び市の公告により、貸借が成立

令和7年3月末
※4月以降申請不可
廃止

令和7年
4月から

- ・県農業公社を通じた貸し借り（農地中間管理事業）になります
- ・県知事の認可が必要になりますので、早めの申請手続きをお願いします
- ・現在、利用権設定等促進事業により行われている貸し借りは、その期間が満了するまで有効です
- ・農地法に基づく貸し借り（公社を通じない貸し借り）は、引き続き可能です

県農業公社を通じた貸し借り（農地中間管理事業） （（公財）和歌山県農業公社・有田市・有田市農業委員会・和歌山県）

公的機関を通じた貸借なので安心
賃料の振り込みも確実

複数の貸し手さんから農地を借りていても、
公社一括の賃料支払いでOK



【窓口】有田市有田みかん課

・県知事の認可・公告により貸借が成立

農地貸借に関する申請・お問い合わせ

有田市有田みかん課・有田市農業委員会
Tel 0737-22-3635

農地中間管理事業に関するお問い合わせ

（公財）和歌山県農業公社 Tel 073-432-6115